仕 様 書

- 1 件 名 航空気象観測所建築物点検業務委託
- 2 目 的 官公庁施設の建設等に関する法律(官公法)第12条第1項に基づく敷地・構造及び第2項に基づく建築物の昇降機以外の建築設備について、損傷、腐食その他の劣化の状況を点検する。

また、官公法第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の 保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検を実施する。

- 3 履行場所 別紙のとおり
- 4 履行期限 契約日から令和8年1月30日まで
- 5 対象施設 別紙のとおり
- 6 監 督 発注者が任命する監督職員により、本仕様書の内容に適合するか否かについて 監督を行う。
- 7 検 査 発注者は、給付確認のため、発注者が任命する検査職員により検査を実施する。
- 8 一般事項
 - (1) 受注者は、本作業にあたり関係する法令、条例及び規則などを遵守すること。
 - (2) 受注者は、本仕様書及び作業上の不明な点や疑義については、監督職員と協議し、 その指示に従うこと。
 - (3) 特に指定する作業以外は原則として、平日の8時30分から17時の間に行い、この時間以外に作業を行う場合には、その都度監督職員の許可を得ること。
 - (4) 運用中の機器又は業務に支障を与えないよう十分留意すること。
 - (5) 受注者は発注者から貸与された図面等に損傷を与えないように留意し、作業完了後は速やかに返却しなければならない。
 - (6) 受注者は本作業に関連し貸与された図面等及び作業内容を、本作業期間中及び作業 完了後も第三者に漏らしてはならない。
 - (7) 作業にあたり物件に損害を与えた場合は、受注者の責任において直ちに修復を行う こと。
 - (8) 作業従事する作業員は、名札等及び腕章を付けること。
 - (9) 本仕様書・図面に記載されていない事項については、「国土交通省大臣官房官庁営繕 部監修建築保全業務共通仕様書」(最新版)及び「国の機関の建築物の点検・確認ガイ ドライン」(最新版)その他関係法令及び監督職員の指示により行うこと。

9 特記事項

(1) 点検業務

- ・官公法第12条第1項に基づく「敷地及び構造」の点検を実施する。 外壁の点検を行う場合には、手の届く範囲の打診・目視とする。
- ・官公法第12条第2項に基づく「昇降機以外の建築設備」の点検を実施する。
- ・官公法第13条第1項に基づく「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」に規定する支障がない状態を確認するための点検を実施する。

(2) 留意事項

- ① 調査に必要な図面等の資料については、貸与するものとする。
- ② 建築設備の一部について該当する場合には、次に掲げる法令の規定による今年度 の結果を利用することとし、点検は行わない。なお、検査結果は貸与するものと する。
 - a. 消防法
 - b. 国家公務員法 人事院規則 10-4
 - c. 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
 - d. 高圧ガス保安法
 - e. 水道法
 - f. 電気事業法
 - g. ガス事業法
 - h. 浄化槽法

10 提出書類

以下の書類を電子ファイル形式で提出すること。電子ファイルは汎用性の高い形式 (Excel、Word、PDF等) とすること。また、写真はカラーとし、撮影年月日、説明を付すこと。

(1) 作業従事者名簿

作業開始7日前までに監督職員へ提出すること。

作業責任者を含め、すべての作業従事者の「所属・氏名・資格」を記載すること。

変更がある場合は事前に申し出て承認を得ること。

(2) 点検結果報告書

点検結果報告書及び不良箇所写真(設備)、不良箇所位置図について所定の様式 で作成し、作業終了後速やかに提出すること。

なお、点検結果報告書の様式は、別添「点検様式1-1、1-2、1-3、1-4」「点検様式3-1、3-2、3-3」及び「確認用チェックシート」とする。

作業従事者名簿

件 名 : 航空気象観測所建築物点検業務委託

所 属 名 称	氏 名	資 格	備考

作業員について上記の通り届出します。

令和 年 月 日

仙台管区気象台長様

履行場所・対象施設 一覧

1. 履行場所

·青森航空気象観測所 (青森県青森市大字大谷字小谷1-303)

· 秋田航空気象観測所 (秋田県秋田市雄和椿川山籠49)

・大館能代航空気象観測所 (秋田県北秋田市脇神字カラムシ岱21-144)・福島航空気象観測所 (福島県石川郡玉川村大字北須釜字ハバキ田21)

2. 対象施設 (平面図の赤枠参照)

• 青森航空気象観測所

竣工年月日:昭和60年12月 構造:鉄筋コンクリート造

階数:地上3階建一部塔屋建 用途:庁舎

建築面積:775.68 m² 延べ面積:1,842.25 m²

このうち、点検対象は気象専用部分(建築面積 228.27 m²、延べ面積 240.27 m²)とする。

• 秋田航空気象観測所

竣工年月日:昭和54年12月 構造:鉄筋コンクリート造

階数:地上3階建 用途:庁舎

建築面積:820.61 m² 延べ面積:2,277.99 m²

このうち、点検対象は気象専用部分(建築面積 0.00 m²、延べ面積 161.61 m²)とする。

• 大館能代航空気象観測所

竣工年月日:平成9年10月 構造:鉄筋コンクリート造

階数:地上6階建 用途:庁舎

建築面積:668.00 m² 延べ面積:1,685.38 m²

このうち、点検対象は気象専用部分(建築面積 0.00 m²、延べ面積 208.27 m²)とする。

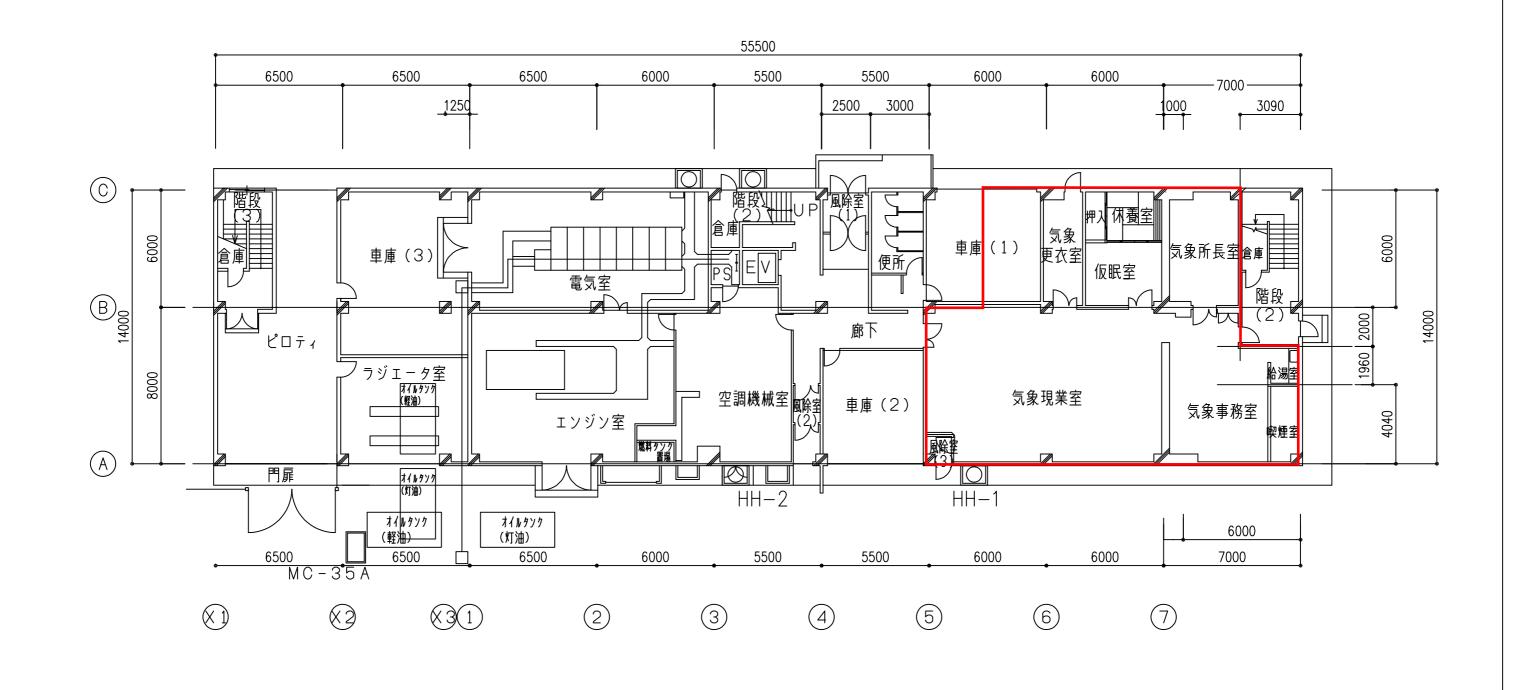
• 福島航空気象観測所

竣工年月日:平成4年3月 構造:鉄筋コンクリート造

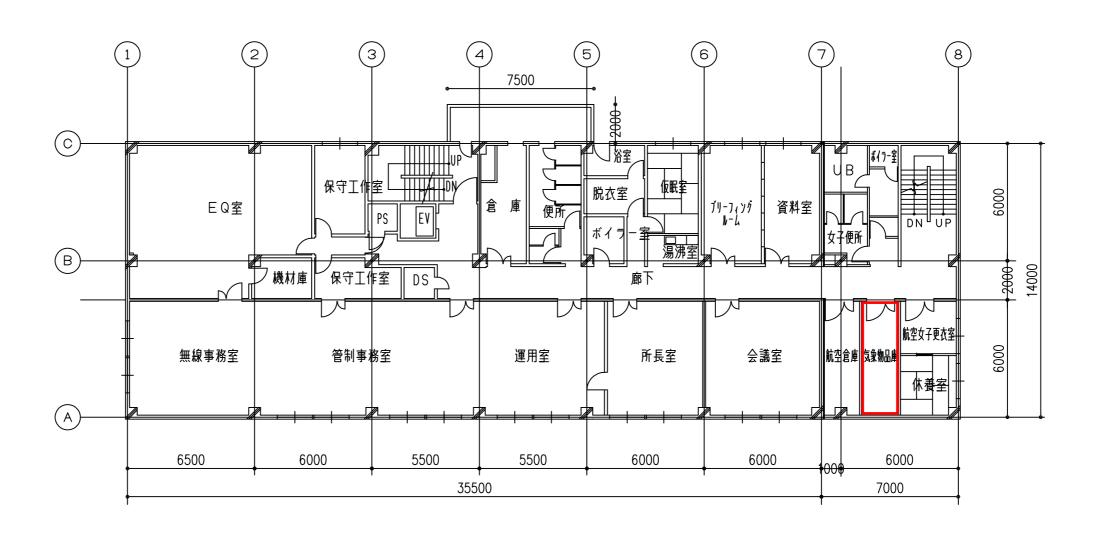
階数:地上3階建 用途:庁舎

建築面積: 411.84 m² 延べ面積: 1,426.67 m²

このうち、点検対象は気象専用部分(建築面積 18.85 m²、延べ面積 230.64 m²)とする。



□座名	仙台航空測候所青森空港出張所庁舎			索号		56-2		図番	_	3
所 在	青森県青森市大字大谷			図面名称		1 階平面図			縮1/	尺 /200
建 物 番 号	5	建 物 名 称	庁 舎	調製年月						3 1 ⊟
建面積	228.27	延面積	240.27	調	官	職	国土交通事務官			務官
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建			整者	氏	:名	柴	<u>}</u> ⊞ †:	事志	



□座名	青森地方気象台青森空港出張所庁舎			索引番号		56-2			面号	3
所 在	青森県青森市大字大谷			図面名称		2階平面図			縮 1/	尺 ⁄200
建 物 番 号	5	建 物 名 称	庁 舎	調製年月	٠ ا	平成11年3月31日				3 1 ⊟
建面積	228.27	延面積	240.27	調	官	職	運輸事務		務官	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階建			整者	氏	;名	柴	<u>!</u> ⊞ 1	専志	

